

令和 3 年 2 月 1 0 日

芽室町議会議長 早 苗 豊 様

芽室町議会議会運営委員会
委員長 梶 澤 幸 治

芽室町議会委員会条例中一部改正の件

上記の議案を、別紙のとおり芽室町議会会議条例第 1 6 条第 3 項の規定により提出いたします。

会議案第 号

芽室町議会委員会条例中一部改正の件

芽室町議会委員会条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和3年3月 日提出

芽室町議会議会運営委員長 梶 澤 幸 治

芽室町議会委員会条例の一部を改正する条例

芽室町議会委員会条例（昭和62年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「総務課、企画財政課、税務課、出納課、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会、農林課、商工観光課、建設都市整備課、水道課、農業委員会及び上水道事業」を「政策推進課、総務課、魅力創造課、都市経営課、農林課、商工労政課、環境土木課、水道課、出納課、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会、農業委員会、上水道事業及び下水道事業」に改め、同条第2号中「住民生活課、保健福祉課」を「住民税務課、健康福祉課、高齢者支援課」に改める。

第13条の次に次の1条を加える。

（開催の特例）

第13条の2 委員長は、次に掲げる場合において、委員会の開催場所への参集が困難と判断されるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した委員会を開催することができる。

- （1） 重大な感染症のまん延防止等
- （2） 災害の発生等
- （3） その他委員長が必要と認めるとき。

2 前項の場合において、委員は、委員会にオンラインによる出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 オンラインを活用した委員会の運営に関して必要な事項は、議長が別に定める。

第14条に次の1項を加える。

2 前条第2項の規定により委員長の許可を得て会議に出席した委員は、前項、次条第1項及び第27条第1項の出席委員とする。

第18条第1項に次のただし書を加える。

ただし、オンラインを活用した委員会においては秘密会とすることはできない。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

説 明

組織機構の見直しにより、各常任委員会の所管課の名称が変更となるため、また、新型コロナウイルス感染症等の重大な感染症のまん延防止、災害の発生等の事由により、委員会の開催場所への参集が困難であると委員長が認める場合には、委員がオンライン会議システムにより委員会の会議に出席することを認め、出席委員として会議に参加できるようにするため、本条例の一部を改正しようとするものです。

芽室町議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務経済常任委員会 8人 <u>政策推進課、総務課、魅力創造課、都市経営課、農林課、商工労政課、環境土木課、水道課、出納課、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会、農業委員会、上水道事業及び下水道事業</u>に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項</p> <p>(2) 厚生文教常任委員会 8人 <u>住民税務課、健康福祉課、高齢者支援課、子育て支援課、教育委員会及び公立芽室病院事業</u>に関する事項</p> <p><u>(開催の特例)</u></p> <p>第13条の2 <u>委員長は、次に掲げる場合において、委員会の開催場所への参集が困難と判断されるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができる方法(以下「オンライン」という。)を活用した委員会を開催することができる。</u></p> <p>(1) <u>重大な感染症のまん延防止等</u></p> <p>(2) <u>災害の発生等</u></p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務経済常任委員会 8人 <u>総務課、企画財政課、税務課、出納課、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会、農林課、商工観光課、建設都市整備課、水道課、農業委員会及び上水道事業</u>に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項</p> <p>(2) 厚生文教常任委員会 8人 <u>住民生活課、保健福祉課、子育て支援課、教育委員会及び公立芽室病院事業</u>に関する事項</p>

改正案	現 行
<p>(3) <u>その他委員長が必要と認めるとき。</u></p> <p>2 <u>前項の場合において、委員は、委員会にオンラインによる出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p>3 <u>オンラインを活用した委員会の運営に関して必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>(定足数) 第14条 一略一</p> <p>2 <u>前条第2項の規定により委員長の許可を得て会議に出席した委員は、前項、次条第1項及び第27条第1項の出席委員とする。</u></p> <p>(秘密会) 第18条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。<u>ただし、オンラインを活用した委員会においては秘密会とすることはできない。</u></p> <p>2 一略一</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(定足数) 第14条 一略一</p> <p>(秘密会) 第18条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。</p> <p>2 一略一</p>